

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課（入居契約） （06-6208-9264）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課（入居契約）
処分の名称	ウクライナ避難民に対する大阪市営住宅の使用許可の取消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、使用許可の条件に違反した場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱第18条 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000577492.html
処分基準	使用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱第18条に基づき、使用の決定を取り消すことがあります。 (1) 使用者が不正の行為によって使用許可を受けたことが判明したとき (2) 使用者が市営住宅又は共同施設（条例第2条第7号に定める共同施設をいう。）を故意に毀損したとき (3) 使用者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき (4) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき (5) 使用者が第12条、第13条又は第17条の規定に違反したとき (6) 管理上必要があると認めるとき (7) その他市長が使用許可条件を満たさなくなつたと認めるとき
ホームページ	
備考	